



平成29年秋季全国火災予防運動

防火標語 (平成29年度全国統一防火標語)

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

問合せ 児玉郡市広域消防本部予防課 ☎0495-24-8392

実施期間 11月9日(木)～15日(水)

重点目標

- 住宅防火対策推進
- 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- 放火火災防止対策推進
- 特定防火対象物等における防火安全対策徹底
- 製品火災の発生防止に向けた取組推進
- 多くの方が集まるイベントの火災予防指導等徹底

★住宅防火いのちを守る 7つのポイント★

3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために**住宅用火災警報器**を設置
- 寝具やカーテンからの火災を防ぐために**防災品**を使用
- 火災を小さいうちに消すために**住宅用消火器**等を設置
- お年寄りや体の不自由な方を守るために**隣近所の協力体制強化**

住宅用火災警報器を設置しよう！ 設置率埼玉県下で最下位

火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置が必要となるのは寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも取り付けなければなりません。

児玉郡市広域消防本部管内(本庄市・美里町・神川町・上里町)の設置率は4年連続埼玉県下で最下位です。

住宅用火災警報器の設置がお済みでない方は早急に設置を、既に設置されている方は定期的な点検をお願いします。

普通救命講習会開催

申込み・問合せ 児玉郡市広域消防本部中央消防署 ☎0495-24-8395

講習内容

- 普通救命講習Ⅰ
心肺蘇生法(AEDの使用法を含む)
大出血時の止血法・気道異物除去法
- 普通救命講習Ⅱ
講習Ⅰ内容、座学・実技効果測定
- 普通救命講習Ⅲ
小児・乳児・新生児の応急手当
- 上級救命講習
講習Ⅰ～Ⅲ内容、傷病者管理法等

日時

- 普通救命講習Ⅰ(公募実施分)
11月17日(金)、12月8日(金)、平成30年1月20日(土)、平成30年2月16日(金)
※普通救命講習Ⅱ、Ⅲ、上級救命講習は(15名以上)申込みで実施講習Ⅰも団体申込みで実施可能です。お問い合わせください。
- 場所 児玉郡市広域消防本部(本庄市西富田904番地3)
- 対象 児玉郡市内在住、在勤または在学する中学生以上の方
○講習Ⅰ(公募実施分)は1週間前まで受付し、定員(30名)になり次第締切。(7名未満の場合実施を見送ることあり)
○団体申込みは実施希望日の2週間前までに連絡を。
○申込書は中央消防署で配付又はホームページ(<http://www.kodamakouiki.jp/>)からダウンロード

『マイナンバーカード(個人番号カード)』交付申請に使う封筒の有効期限延長のお知らせ

【問合せ】 町民福祉課戸籍担当 ☎0495-77-2112

平成29年9月末より、マイナンバーカードの交付申請に使用する封筒について取扱いが変わりましたのでご案内いたします。差出有効期間が平成29年10月4日までと記載されている封筒も、平成31年5月31日まで引き続き投函いただけるように変わりました。新しい期限までは、そのまま投函してください。また、地方公共団体情報システム機構のウェブサイトより、封筒を作成するための台紙が印刷できるようになりましたので、併せてお知らせいたします。

地方公共団体情報システム機構のウェブサイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

広報8月号でお知らせした、「封筒の取扱い」が変わりましたので、ご注意ください。



有害ごみの分別収集を行います

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

ごみの適切な分別・排出にご協力をお願いします。

実施日時 11月29日(水) 午前7時～9時

実施場所 右表のとおり

排出できる物

- 蛍光管(電球は除く、電球型蛍光ランプは可)
- 体温計(水銀入り) ●乾電池

注意事項

- 袋や箱に入れたまま排出しないでください。
- 電球や割れた蛍光灯は、危険防止のため新聞紙等で包み、不燃ごみとして指定の日に排出してください。
- 事業所のごみは排出できません。

行政区	収集場所
新 宿	寄島公民館
池 田	泉徳寺前
二ノ宮	青柳駐在所東
新 里	多目的集会所
前 組	徳万屋北
中 新 里	中新里集落センター
小 浜 井	小浜集会所(小松神社)
植 竹	観音堂
肥 土	日枝神社西側ごみ収集所
関 口	中肥土集会所
四軒在家	池上神社境内
元 阿 保	万日堂
八 日 市	旧公会堂
原 新 田	八日市集会所
熊 野 堂	原新田集会所
元 原	三原集会所
渡瀬本町	元原集会所
渡瀬仲町	戒蔵寺入口ごみ収集場所
渡瀬上町	渡瀬コミュニティ集会所
下阿久原	木宮神社境内
上阿久原	阿久原センター
矢 納	矢納センター

小型電子機器の収集を行います

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

使わなくなった小型家電機器に含まれる金属等を資源として再利用するため、ご協力をお願いします。

実施日時 11月19日(日) 午前9時から～11時

場 所 ●役場西側駐車場 ※西側入口から来庁してください。
●神泉総合支所駐車場

排出できる物 家庭で不要になった小型家電製品全般

注意事項

- 家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機(衣類乾燥機を含む)・エアコン)は収集の対象外。家電量販店等にご相談ください。
- 電池は取り出して、有害ごみとして指定収集場所へ排出してください。(11月29日に回収)
- 携帯電話やパソコン内の個人情報情報は自己責任において消去してください。
- 事業所で不要になった電子機器は品目に関わらず回収しません。

新庁舎建設工事のため前回の収集場所とは異なりますので注意してください。

15cm×30cm以内の大きさであれば、役場防災環境課窓口及び神泉総合支所窓口に常設している収集ボックスで、開庁時間内に排出することができます。



犬・猫の飼い方について

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

最近、犬や猫に関する相談が多く寄せられています。これらの相談の多くは、近隣住民に対する気配りを欠いた飼い方や、飼い主のいない猫への接し方にあるようです。

飼い主をはじめ、地域住民一人ひとりがマナーを守り、動物と上手に共生しましょう。

こんな相談が寄せられています。

- 庭や畑に糞尿をして汚す
- リールをつけず放し飼いにしている
- 子猫が捨てられて困る
- 飼い主のいない猫が増えている
- ブラシをかけて抜けた毛が放置される。

犬に関する相談は 本庄保健所 ☎0495-22-6481

猫に関する相談は 埼玉県動物指導センター ☎048-536-2465